

持続化給付金再支給法案(正式名称:新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者等に対する緊急の支援に関する法律案) について

【説明資料】

【趣旨】

新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ感染症」)の拡大に伴い、営業自粛等により特に大きな影響を受けている、中堅・中小企業、小規模事業者、新規事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える「持続化給付金」の給付が行われた。しかし本制度は本年2月15日で申請が締切となった。

申請締切終了後も緊急事態宣言が発令され、コロナ感染症による国内の経済的な影響は、引き続き深刻なものとなっている。

このため持続化給付金について、一度受給した事業者等への再支給を含め、再び制度の運用を開始し、給付要件の更なる緩和や事業規模への配慮を含め、立法化するもの。

1. 持続化給付金の2回目の実施

- 対象は、コロナ感染症の影響が長引く中で厳しい経営状況に置かれ、今後も事業継続に強い意志を持つ事業者。一度給付を受けた事業者等も再支給の対象として含む
- 中小法人の要件、個人事業者の要件、新規事業者をはじめとする様々な特例、制度の手続きの流れ等、大枠は現行制度をベースとしつつ、必要な見直し

2. 給付要件を緩和し給付対象を拡大することや事業規模に応じた加算措置の検討

(現行制度)2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年及び前々年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること。給付額の上限は、普通法人等200万円、個人事業者100万円。

3. 適正な申請の促進や不正受給の防止などの所要の方針を規定

- 適正かつ迅速な支給、及び給付事務委託に関する公正かつ適切な体制の構築
- 適正な申請を促進するための措置や不正受給防止措置
- コロナ感染症の長期化や事業活動への甚大な影響を踏まえた、事業者等への包括的な支援のあり方の更なる検討

【予算額(想定) 約7兆円】

- 給付件数は、現行制度の実績とほぼ同程度(見込み)
※2021年3月1日までの給付実績(約423万者、約5.5兆円)